

候補地選定委員会からの報告書
(抜粋)

2.3 適性評価（二次審査）

資格判定評価（一次審査）の結果、「適」と判断した応募地5箇所について、建設候補地としての適性を評価するため、適性評価（二次審査）評価項目、評価基準に基づく適性の点数化を行いました。

評価は「（1）選定要件（22項目）による評価」（80点分）と、選定要件の結果を受け、選定委員会委員による「（2）各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価」（20点分）を合計した100点満点として行いました。

2.3.1 適性評価（二次審査）評価項目、評価基準

(1) 選定要件による評価（配点：80点※¹）

選定要件（評価項目、評価基準）に基づき、建設候補地としての適性を評価しました。各評価項目への配点は一律3点とし、評価基準の判定に応じた点数または相対的な判定としての計算式を用いて行いました。

表2-3 適性評価 採点方法

評価項目 No	判定方法		点数	
No. 1～15 No. 22	評価基準による 判定	応募地の現況を、予め設定したA～Cの基準にあてはめて点数を決める。	A	3点
			B	2点
			C	1点
No. 16～21	相対的な判定	最も評価の高い応募地を3点として、計算式によって点数を決める。	計算式に応じた 点数※ ²	

※1 合計点（満点）は1項目3点×22項目（表2-4 適性評価項目、評価基準）＝66点となりますが、80点満点となるように換算しました。例）60点×80/66＝73点

※2 数値が小さいほど高評価となる場合の計算式：3点×当該応募地の数値÷最も優れた応募地の数値
例）土地所有者：3点×最も少ない応募地の土地所有者数（5名）÷当該応募地の土地所有者数（10名）＝1.50点

数値が大きいほど高評価となる場合の計算式：3点×最も優れた応募地の数値÷当該応募地の数値
例）地域における合意状況：3点×当該応募地の賛同者の割合（80%）÷最も高い応募地の賛同者の割合（90%）＝2.67点

なお、計算式による採点は、小数点以下2桁までの四捨五入としました。

表2-4 適性評価項目、評価基準

視点	評価項目	評価基準
安全・安心 の確保 の視点	<u>活断層との関係</u> 断層のずれが発生した場合、断層の隣接地の構造物等に多大な被害が生じるため、敷地内に活断層が存在しない方を優先する。	A：活断層から6 kmより離れている B：敷地内に活断層は存在しないが、6 km以内に存在する C：敷地内に活断層が存在する
	<u>地盤の軟弱強度</u> 地質図調査等により、軟弱地盤ではない方を優先する。	A：軟弱地盤ではない B：軟弱地盤だが、支持力の確保は可能 C：軟弱地盤であり、支持力確保のため大規模な対策が必要
	<u>災害関連法の指定の有無</u> 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、河川保全区域、重要水防区域、災害危険区域、浸水想定区域に指定されていない方を優先する。	A：指定されていない B：指定されているが影響は軽微 C：指定されており影響が大きい
	<u>その他危険地域の設定の有無</u> 山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区・地すべり危険地区）、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所）に指定されていない方を優先する。	A：指定されていない B：指定されているが影響は軽微 C：指定されており影響が大きい
	<u>住宅との位置関係</u> 敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠い方を優先する。	A：100mより遠い B：50mより遠く、100m以下 C：50m以下
	<u>教育・医療福祉施設との位置関係</u> 教育・医療福祉施設（小学校、中学校、養護学校、病院、診療所、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設）への来館・通学等に対して予想される影響の小さい方を優先する。	A：影響はない B：影響は軽微 C：影響が大きい

視点	評価項目	評価基準
環境への配慮の視点	<p><u>農業振興地域指定状況</u> 農用地区域に指定されていない方を優先する。</p>	<p>A：指定されていない B：農業振興地域に指定されている C：農用地区域に指定されている</p>
	<p><u>都市計画区域の指定状況</u> 住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域や市街化調整区域等を優先する。</p>	<p>A：工業系の用途地域に指定 B：用途指定なし C：住宅系、商業系の用途地域に指定</p>
	<p><u>道路混雑度</u> 原則、施設整備による交通量の増加後の混雑度が低い方を優先するが、立地条件上の課題の内容を踏まえ、総合的に判断する。</p>	<p>A：混雑度 1.25 未満 B：混雑度 1.25 以上～1.75 未満 C：混雑度 1.75 以上</p>
	<p><u>地域性緑地等の指定状況</u> 緑地環境保全地域、風致地区、緑地保全地区に指定されていない方を優先する。</p>	<p>A：指定されていない B：— C：指定されている</p>
	<p><u>重要な動植物等の生息状況</u> 重要な動植物等の生息域（鳥獣保護区、希少動植物の保護区等）がない方を優先する。</p>	<p>A：指定されていない B：— C：指定されている</p>
	<p><u>指定文化財、埋蔵文化財の有無</u> 文化財関係法等の指定がない方を優先する。</p>	<p>A：指定されていない B：— C：指定されている</p>
計画的な財政運営の視点	<p><u>敷地面積</u> 施設の配置に向けて、応募条件である4～5 haの敷地面積を優先する。</p>	<p>A：4～5 ha B：A評価よりやや小さい／大きい C：A評価より著しく小さい／大きい</p>
	<p><u>敷地の形状</u> 100m×100mの正方形の配置が容易な敷地を優先する。</p>	<p>A：配置は十分に可能 B：配置はほぼ可能 C：配置は困難</p>
	<p><u>障害物の有無</u> 施設建設に支障のある障害物がない方を優先する。</p>	<p>A：敷地内に障害物がない B：敷地内に障害物があり、施設の配置に配慮が必要 C：敷地内に障害物があり、施設の配置に制限が生じる</p>

視点	評価項目	評価基準
計画的な財政運営の視点	16 <u>造成費および用役整備費</u> 造成・用役（電気・用水・排水）整備概算費が安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の造成・用役整備費÷当該応募地の造成・用役整備費
	17 <u>用地取得費</u> 取得予定面積と用地単価から用地取得概算費を算定し、安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の用地取得費÷当該応募地の用地取得費
	18 <u>道路整備費</u> 応募地の道路整備概算費が安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の道路整備費÷当該応募地の道路整備費
	19 <u>収集運搬効率</u> 収集運搬効率がよい（各構成市町の人口重心との直線距離および人口比率を考慮した値が小さい）方を優先する。	点数＝配点×最も値が小さい応募地の値÷当該応募地の値
合意形成	20 <u>土地所有者</u> 土地所有者が少ない方を優先する。	点数＝配点×最も少ない応募地の土地所有者数÷当該応募地の土地所有者数
	21 <u>地域における合意状況</u> 応募時提出書類の区（自治会）総会議事録における賛同者の割合が高い方を優先する。	点数＝配点×当該応募地の賛同者の割合÷最も高い応募地の賛同者の割合
	22 <u>近隣市までの距離</u> 敷地境界から組合圏域に隣接する近隣市までの直線距離が遠い方を優先する。	A：6 km より遠い B：3 km より遠く 6 km 以下 C：3 km 以下

(2) 各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（配点：20点）

応募地ごとに、各委員の考える評価項目（22項目）の重要度や項目間の相互関係、付帯事項から、建設候補地としての適性を評価しました。

応募地の採点は、現地確認を行ったうえで、各委員において全体的な評価もしくは評価項目に定めた4視点ごとの評価に対して行い、各委員の当該応募地に対する点数を平均し、最終的な選定委員会での評価結果としました。

2.3.2 適性評価（二次審査） 結果

(1) 選定要件による評価（配点：80点）

応募地5箇所について、22項目の選定要件による建設候補地としての適性評価を行った結果、応募地①は59.76点、応募地②は54.96点、応募地③は59.71点、応募地④は59.61点、応募地⑤は56.42点となりました。

表2-5 選定要件による評価 結果一覧

視点	No.	評価項目	応募地①		応募地②		応募地③		応募地④		応募地⑤	
			判定	点数	判定	点数	判定	点数	判定	点数	判定	点数
安全・安心の確保	1	活断層との関係	B	2	A	3	A	3	B	2	B	2
	2	地盤の軟弱強度	A	3	B	2	B	2	A	3	B	2
	3	災害関連法の指定状況	B	2	C	1	B	2	B	2	B	2
	4	その他危険地域の設定状況	A	3	B	2	A	3	C	1	B	2
	5	住宅との位置関係	C	1	C	1	A	3	B	2	C	1
	6	教育・医療福祉施設との位置関係	B	2	B	2	B	2	B	2	B	2
		(小計)		13		11		15		12		11
環境への配慮	7	農業振興地域指定状況	A	3	C	1	C	1	C	1	C	1
	8	都市計画区域の指定状況	A	3	B	2	B	2	B	2	B	2
	9	道路混雑度	C	1	A	3	A	3	A	3	A	3
	10	地域性緑地等の指定状況	A	3	A	3	A	3	A	3	A	3
	11	重要な動植物等の生息状況	A	3	C	1	A	3	A	3	A	3
	12	指定文化財、埋蔵文化財の有無	C	1	A	3	A	3	A	3	A	3
		(小計)		14		13		15		15		15
計画的な財政運営	13	敷地面積	A	3	A	3	B	2	A	3	B	2
	14	敷地の形状	B	2	A	3	A	3	A	3	A	3
	15	障害物の有無	B	2	A	3	A	3	A	3	A	3
	16	造成費および用役整備費（単位：億円）	1.9	2.84	4.7	1.15	6.1	0.89	1.8	3.00	9.8	0.55
	17	用地取得費（単位：億円）	14.3	1.05	8.1	1.85	10.7	1.40	5.3	2.83	5.0	3.00
	18	道路整備費（単位：億円）	0.1	3.00	7.1	0.04	1.1	0.27	0.3	1.00	1.1	0.27
	19	収集運搬効率（単位：km・人口割合）	5.1	2.71	4.6	3.00	6.7	2.06	7.3	1.89	8.0	1.73
		(小計)		16.60		15.04		12.62		17.72		13.55
合意形成	20	土地所有者（単位：名）	47	0.70	20	1.65	18	1.83	35	0.94	11	3.00
	21	地域における合意状況（単位：％）	100.0	3.00	88.4	2.65	93.5	2.81	83.9	2.52	100.0	3.00
	22	近隣市までの距離	B	2	B	2	B	2	C	1	C	1
		(小計)		5.70		6.30		6.64		4.46		7.00
合計			49.30		45.34		49.26		49.18		46.55	
合計【80点換算後】			59.76		54.96		59.71		59.61		56.42	

(2) 各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価 (配点：20点)

応募地5箇所について、現地確認を行ったうえで各項目の重要度や項目間の相互関係、建設候補地の適性に関わる付帯事項を考慮し、建設候補地としての適性評価を行った結果、応募地①は8.55点、応募地②は15.19点、応募地③は13.67点、応募地④は11.60点、応募地⑤は12.65点となりました。

なお、評価にあたって考慮した付帯事項を表2-6、各委員から出された意見の概要を表2-7に示します。

表2-6 各応募地の付帯事項

応募地	内容
応募地①	<p>○敷地内に活断層の存在が懸念されたため、航空写真および現地踏査等による簡易調査を行った結果、敷地付近に活断層、敷地内に副断層^{※1}が存在すると考えられ、付近の活断層の活動に伴って激しい揺れが想定される。計画時にトレンチ掘削^{※2}等によって正確な状況を確認する必要はあるが、想定される部分を避けた施設配置は可能と考えられる。</p> <p>○土地所有者の相続人の数が他の応募地と比べて多い。</p> <p>○周辺道路の混雑度が高く、慢性的に渋滞が発生している。ただし、近隣の道路が整備される予定となっている。</p>
応募地②	<p>○航空写真および現地踏査等による簡易調査を行った結果、敷地内に活断層は存在しないと考えられるが、軟弱地盤の沖積層であるため、地震による地盤の液状化が懸念される。</p>
応募地③	<p>○航空写真および現地踏査等による簡易調査を行った結果、敷地内に活断層は存在しないと考えられるが、軟弱地盤の沖積層であるため、地震による地盤の液状化が懸念される。</p> <p>○敷地の最寄りの住宅が、応募区（自治会）でない。</p>
応募地④	<p>○敷地内に活断層の存在が懸念されたため、航空写真および現地踏査等による簡易調査を行った結果、撓曲帯^{※3}が存在すると考えられ、付近の活断層の活動に伴って激しい揺れが想定される。計画時にトレンチ掘削等によって正確な状況を確認する必要はあるが、想定される部分は敷地の端であり、その部分を避けた施設配置は可能と考えられる。</p>
応募地⑤	<p>○敷地内に活断層の存在が懸念されたため、航空写真および現地踏査等による簡易調査を行った結果、破砕帯^{※4}が存在すると考えられ、付近の活断層の活動に伴って激しい揺れが想定される。計画時にトレンチ掘削等によって正確な状況を確認する必要はあるが、想定される部分は敷地の端であり、その部分を避けた施設配置は可能と考えられる。</p> <p>○地元自治体によって、周辺の道路が整備される予定となっている。</p>

※1 副断層：活断層による地震時に動く可能性のある断層のこと。

※2 トレンチ掘削：断層と想定される地点に深さ数m～10m程度の溝（トレンチ）を掘削し、地層の断面を調査すること。

※3 撓曲帯：断層の上部が軟らかい堆積物に覆われている場合に地表に現れる、緩やかな段差（たわみ）のこと。

※4 破砕帯：断層の運動などによって岩盤が破壊されて生じる地層のこと。

表2-7 各委員から出された意見概要

応募地	内容	
応募地①	利点	○収集運搬効率が良いためランニングコストが掛からず、環境への配慮の観点からも良い。
	懸念事項	○進入路に活断層が掛かっており、地震災害について危険度が高い。 ○市街地に近く、周辺に住宅が多いため、周辺住民の反応が懸念される。 ○道路整備計画による道路混雑の解消について、現時点では未知数であり、懸念が残る。 ○埋蔵文化財包蔵地に指定されている。 ○施設配置は不可能ではないが、敷地の形状がかなり不整形である。 ○敷地内に既存の建物があり、解体費用が必要となる。 ○土地所有者が多く、手続きの煩雑さが懸念される。 ○周辺道路が狭い。 ○現時点において不確定要素が多い。
応募地②	利点	○収集運搬効率が良いためランニングコストが掛からず、環境への配慮の観点からも良い。 ○敷地面積が効率的である。 ○敷地の形状が良い。 ○立地が山に隠れる形になる。 ○立地的に負の影響が少ないと考えられる。 ○橋梁設置のコストはかかるが、市町道が整備されていない場所のため、道路環境の観点では周辺地域にとって利点となる。 ○橋梁を設置しない進入路案も考えられる。
	懸念事項	○浸水想定区域であり、水害について危険度が高い。 ○鳥獣保護区であり、周辺に存在する自然や景観への影響が懸念される。 ○橋梁の設置によって道路整備費が高額となっている。 ○応募区（自治会）内における賛同割合が100%ではない。
応募地③	利点	○収集運搬効率が良いためランニングコストが掛からず、環境への配慮の観点からも良い。 ○土地所有者が少なく、手続きが容易と考えられる。
	懸念事項	○地盤強度に不安がある。 ○面積が大きいため、不必要なコストが掛かっている。 ○応募敷地の最寄りの住宅が応募区（自治会）ではないため、不公平感や軋れきが生じる恐れがある。 ○景観への影響が心配である。

応募地	内容	
応募地④	利点	<ul style="list-style-type: none"> ○立地的に負の影響が少ないと考えられる。 ○搬入経路となる道路に右折レーンの設置が必要だが、他の経路など解決策が考えられる。 ○イニシャルコストが他の応募地と比べて安価である。
	懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内に撓曲帯があり、地震災害について危険度が高い。 ○土砂災害の危険性がある。 ○周辺道路が通学路であり、安全性への影響が懸念される。 ○搬入経路となる道路の右折レーンの設置が懸念される。 ○観光資源への影響が懸念される。 ○収集運搬効率が悪く、ランニングコストの増大が懸念される。 ○土地所有者が多く、手続きの煩雑さが懸念される。 ○応募区（自治会）内における賛同割合が100%でない。
応募地⑤	利点	<ul style="list-style-type: none"> ○地元自治体の道路計画との相乗効果が期待できる。 ○隣接する集落が少ない。 ○土地所有者が少なく、手続きが容易と考えられる。
	懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内に破碎帯があり、地震災害について危険度が高い。 ○土砂災害の危険性がある。 ○進入路の右折レーンの設置が懸念される。 ○収集運搬効率が悪く、ランニングコストの増大が懸念される。 ○造成費が最も高額となっている。 ○山林を削ることで生息動物や環境への影響が懸念される。 ○観光資源への影響が懸念される。

表2-8 各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価 結果一覧

評価項目	応募地①	応募地②	応募地③	応募地④	応募地⑤
各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価 (20点満点)	8.55	15.19	13.67	11.60	12.65

(3) 適性評価（二次審査）結果（80点+20点=100点）

「(1)選定要件による評価（配点：80点）」と「(2)各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（配点：20点）」の点数を合計した結果、応募地①は68.31点、応募地②は70.15点、応募地③は73.38点、応募地④は71.21点、応募地⑤は69.07点となりました。

表2-9 適性評価 結果一覧

評価項目	応募地①	応募地②	応募地③	応募地④	応募地⑤
選定要件による評価 (80点満点)	59.76	54.96	59.71	59.61	56.42
各項目の重要度や項目間の 相互関係等からの評価 (20点満点)	8.55	15.19	13.67	11.60	12.65
合計 (100点満点)	68.31	70.15	73.38	71.21	69.07

3. 講評

選定委員会では、平成 26 年 12 月より延べ 15 回の選定委員会を行い、幅広い角度から丁寧に議論を行ってきました。

公募条件の検討においては、できるだけ多くの応募をいただけるよう考慮し、公募条件や公募期間を決定しました。また、評価方法の検討においては、客観性や公正性・公平性の確保の観点から、公募期間終了によって応募地が確定する前に評価項目・評価基準を定めました。

公募期間終了後には、文献や現地確認等によって整理した情報を基に、応募いただいた 5 箇所について、「資格判定評価（一次審査）」および「適性評価（二次審査）」による評価を行いました。

「資格判定評価（一次審査）」においては、事業遂行が不可能もしくは著しく遅滞する恐れのある「法規定の有無」について審査し、結果としていずれの応募地も評価項目の判定基準を満たしていました。

続く「適性評価（二次審査）」では、建設候補地としての適性を評価するため、選定委員が現地を確認し、応募地周辺の状況を把握したうえで十分な議論を行い、各応募地を評価しました。

評価方法は、「選定要件による評価（80 点満点）」と「各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（20 点満点）」を合計した点数で順位付けを行いました。

「選定要件による評価（80 点満点）」は、あらかじめ定めた評価項目および評価基準に基づき採点を行いました。この評価項目は 22 項目とし、各項目に重要度を付けない一律の配点としました。

「各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（20 点満点）」は、新ごみ処理施設の整備に関して各委員が特に重視すべきと考える点や、建設候補地の適性に関わる各応募地の付帯事項、現地確認の結果等を考慮し、各委員が採点した点数を平均し、選定委員会全体の評価結果としました。

この評価方法を採用した理由は、評価項目や評価方法を検討する際に、各委員の重視する点が様々であったため、それらの意見が反映できるように決定したものです。各委員の採点結果を平均したことについては、特定の委員の意見だけが重視されることのないよう配慮したものです。

なお、「建設候補地の適性に関わる各応募地の付帯事項」とは、「適性評価（二次審査）」に向けて調査を進める中で取得し、建設候補地としての適性に関する重要な事項と判断した情報のことで、「各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（20 点満点）」にて考慮しました。

「適性評価（二次審査）」の結果、選定委員会の主要な結論としては、以下の表 3-1 のとおりの優先順位となりましたが、いずれの応募地も 70 点前後の高得点であり、点差についても 5 点差以内と極めて小さいものでした。

この僅かな点数の差は、各委員によって重視する度合いは異なるものの、「災害に対する安全性が高いこと」、「進入路の設置や道路混雑に関する課題が小さいこと」、「施設稼働時の収集運搬も含め、施設整備に係るコストが安価であること」、「地元や周辺地域における合意形成が容易であると見込めること」の 4 点を重視すべきとの意見が多く出されたこと等によるものです。

評価項目のうち活断層や地質、重要な動植物等の生息状況などについては、実施可能な範囲の調査結果を基に評価を行いました。今後、管理者会にて建設候補地として決定した際には、環境影響評価等によって詳細な検証が必要と考えられます。

これらを踏まえたうえで、いずれの応募地も施設整備が不可能となるような致命的な問題は見られなかったことを申し添えます。

表3-1 建設候補地としての優先順位

順位	応募地
1	応募地③
2	応募地④
3	応募地②
4	応募地⑤
5	応募地①